

安全機能，重大事故等に対処する機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針  
(JEAG4612-2021) 改定案に関する公衆審査における意見に対する回答

No.	意見箇所	意見内容	回答
1	第I編 設計基準対象施設編(DB編) [解説-6] 解説図-1 解説表-1	<p>○本指針は、適用範囲に記載の通り、従来より「構築物、系統および機器」を主に対象としてきており。また、従来の『措置』は運用をイメージして規定されておりました。</p> <p>(措置の例: 下位の部分に上位の部分と同等の設計上の要求を課すか、機能的隔離を行う等の適切な措置を講じることが必要)</p> <p>○今回の改定案には</p> <p>【各種自然現象や火災，溢水等の事象から当該系を防護するための措置に係わる関連系】</p> <p>として、「構築物、系統および機器」のクラス3に『措置』が含まれており、全ての措置(運用)へ適用するに際しての、実現可能性について確認したい意図となります。</p> <p>※措置(運用)は幅広く多岐に渡るため</p> <p>○特に以下の具体例に対して、規定適用(クラス3)の考え方を提示頂けます様お願い致します。</p> <p>-----&lt;例:設置変更許可に係わる資料より抜粋&gt;-----</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6・7号機における設置変更許可書(設置変更許可書 添付資料六 別紙5「6.津波」より)</p> <p><a href="https://www.nsr.go.jp/data/000194743.pdf">https://www.nsr.go.jp/data/000194743.pdf</a> (nsr.go.jp) ←p58/99</p> <p>において、基準津波の解析の前提として『CWPとTSWの停止』のみが明記。</p>	<p>本指針は、原子力発電所設備を対象とした指針であり、TV やスマートフォンのような原子力発電所設備以外の汎用のものに対して重要度分類を規定するものではありません。</p> <p>一方、ご意見のとおり「措置」という単語には幅広さがあることから、本指針が「電気・機械装置」に関する指針であることも踏まえ、趣旨を明確にするため以下のとおり「防護するための措置に係わる関連系」を「防護する関連系」に修正します。</p> <p>【各種自然現象や火災，溢水等の事象から当該系を防護する関連系】</p>

No.	意見箇所	意見内容	回答
1		<p>柏崎刈羽原子力発電所6・7号機における設置変更許可に向けた説明  (設置変更許可書の元となる纏め資料「津波による損傷の防止について(5条-別添)」より)</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11297219/www.nsr.go.jp/data/000180466.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11297219/www.nsr.go.jp/data/000180466.pdf</a>  ↑ p9、128、129/163</p> <p>において『大津波警報が発報された場合は、原子炉手動スクラムする運用  (その後に CWP と TSW の停止のフロー)』が明記。</p> <p>-----&lt;例:設置変更許可に係わる資料より抜粋&gt;-----</p> <p>上記の具体例にある、『大津波警報発報』を確認する『措置』は、気象庁の発表であることから、TVかPCかスマホ等の汎用機器で確認する措置(運用)が想定されます。  その際、それらの汎用機器にクラス3を適用すべき(適用している)でしょうか。</p> <p>○上述を踏まえ、実現が不可能(または、この規定によってより良い原子力安全の運用が妨げられる)もしくは、記載の程度の見直しが必要(解釈が必要等)であれば、下記の記載の見直し案を提案致します。</p> <p><b>【各種自然現象や火災、溢水等の事象から当該系を防護するための構築物、系統、機器に係わる関連系】</b></p> <p>※対象範囲を『措置』から『構築物、系統、機器』の運用系から設備系への適用との意図</p>	